

学校で予防すべき感染症

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の手続き

(2025年9月)

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は「学校で予防すべき感染症」の第二種に該当するため医師の指示する期間は登校することができません。

校内での感染拡大予防のためにも、以下の手続きの流れに従い、速やかに報告をお願いします。

◆ 学校保健安全法による出席停止期間 ◆

インフルエンザ:発症日(0日目)～5日目までで、48時間解熱していること。

新型コロナウイルス感染症:発症日(0日目)～5日目までで、5日目が解熱していること。

【申請期限】療養終了日より2週間が経過した場合は感染報告・回復報告ともに受理しませんので、ご注意ください。

1【受診時(診断時)に病院ですること、感染報告に必要な書類の準備】

重要 受診時は、発症日をいつとするか、必ず主治医に確認をする。

【例】を参照し、以下の写真(学生証と①～③)を撮っておく。(感染報告時に画像を添付する)

注1:書類は医療機関(検査機関名)が発行し、発行日・氏名・医療機関名が掲載されているもの。

注2:検査結果が無い場合は、回復後治癒証明書の提出が必要です。

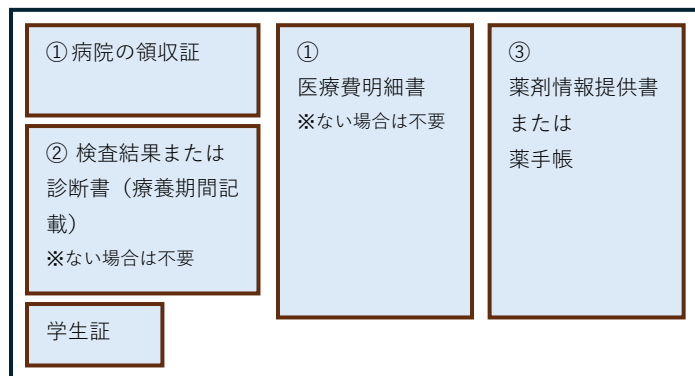
↓【例】並べて1枚の写真に撮る。

①受診日の領収証＋診療明細書(ある場合のみ)

②ある場合のみ

検査結果(医療機関が発行したもの、検体画像は除く)または診断書

③薬剤情報提供書または薬手帳



2【フォーム申請:感染報告】 診断日に申請する。(後ほど保健室から連絡があります)

3【「報告書」を印刷し毎日記入する】 体温は2回(朝・夕)測定する。

療養5日目に解熱していない場合は、保健室に4日目朝・夕、5日目朝の体温をメール報告する。

療養延長の有無を確認します。

延長の日数によっては、治癒証明書または診断書(出席停止期間記載)の提出が必要です。

4【フォーム申請:回復報告】 療養終了日(延長がなければ5日目)に申請する。

「報告書」等の画像添付をする。(写真可)

5 回復報告に確認事項がなければ保健室での対応は終了となります。

確認事項や不備がある場合は、保健室より連絡します。

6 回復報告後、フォームより公欠申請に進んでください。

公欠申請についての問い合わせは教務課をお願いします。(mail:colkyomu@mejiro.ac.jp)



【保健室】電話: 03-5996-3733

mail: hoken@mejiro.ac.jp